

平成19年9月21日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則等の一部改正

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）における給油時の静電気火災等を防止するための給油ノズルの技術基準の見直し、近年の専修学校教育の高度化等を踏まえた甲種危険物取扱者試験の受験資格の追加等を見直しを行うため、別紙1・別紙2・別紙3のとおり危険物の規制に関する規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示及び化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件の一部改正を行い、別紙4のとおり各都道府県知事等あて通知しましたので、お知らせします。

【改正の概要】

1 セルフスタンドの安全対策

セルフスタンドにおける静電気火災を防止するため、引火点が40度未満の危険物を取り扱う給油ノズルについて、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造とすることを義務付けるとともに、セルフスタンドにおける吹きこぼれ事故時の被害を極小化するため、危険物が吹きこぼれた場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずることを義務付ける。

2 甲種危険物取扱者試験の受験資格の見直し

近年の専修学校教育の高度化等や関係者の要望を踏まえ、一定の要件を満たす専修学校の卒業者及び単位取得者、4種類以上の一定の乙種危険物取扱者免状を保有する者等に受験資格を認めるとともに、規定の再整理を行う。

3 その他所要の規定の整備

いわゆるフレキシブルコンテナで運搬が可能な危険物の範囲を拡大する。

(連絡先)

総務省消防庁危険物保安室

担当：平野課長補佐、中尾事務官

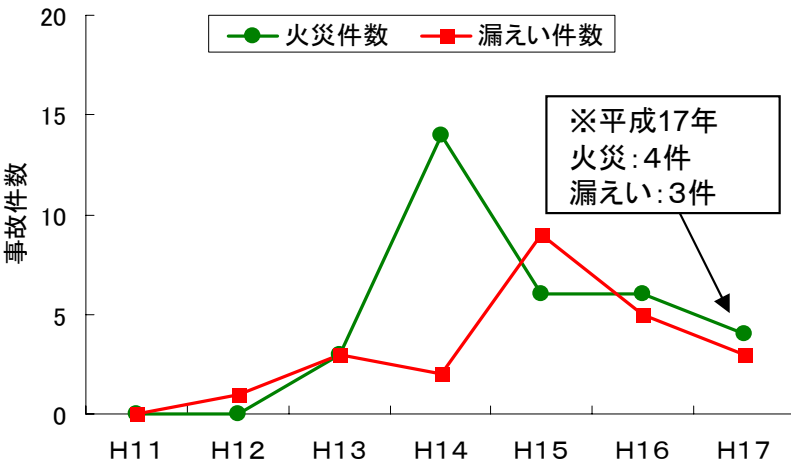
TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：m.nakao@soumu.go.jp

セルフスタンドの安全対策について

セルフスタンドにおける事故の現状



- セルフスタンドにおいては、毎年火災・漏えい事故が発生
- セルフスタンドは、ガソリン等の危険物について十分な知識を有しない一般の顧客が給油を行うという特徴
- セルフスタンドの数は、近年増加傾向

事故防止に向けた安全対策が必要

静電気火災対策

- <これまでの対策>
- 固定給油設備等のアースの確認
 - 給油キャップ開放時の静電気火災防止

(静電気火災対策の例)



静電気除去シート

- <今回の改正>
- 固定給油設備のノズルの手で触れる部分の導電性の確保



(導電性のあるノズルの例)

漏えい事故対策

- <これまでの対策>
- 満了停止装置の義務付け
 - 適切な給油方法周知 (継ぎ足し給油の禁止等)



- <今回の改正>
- 吹きこぼれ時に飛散しない措置の義務付け

(措置例)



スプラッシュガード